

いつもお世話になっております。

蒸し暑い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



## 代表取締役等住所非表示措置の創設ー10月から非公開可能に！

### ◆登記の社長住所を非公開にできる制度創設

令和6年4月16日の商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）により、代表取締役等住所非表示措置が令和6年10月1日から施行されることとなりました。この措置は、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます）の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービス（以下「登記事項証明書等」といいます）に表示しないこととする措置です。

平たくいうと、これまで登記簿謄本で表示されていた社長の自宅住所を、一定の要件の下、表示しないようにする制度です。ただし、最小行政区画＝市区町村まで（東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで）は記載されます。

### ◆代表取締役等住所非表示措置の要件

代表取締役等住所非表示措置を講ずることを希望する者は、登記官に対してその旨申し出る必要があります。この申出は、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合に限りすることができます。そのため、

住所の非表示だけを求めている申し出はできません。なお、申し出に際しては、株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等の添付が必要となります。

### ◆非表示のデメリットも事前考慮が必要です

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の支障が生じることが想定されます。

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な検討が必要です。

顧問の税理士や司法書士などと今後の事業展開とその際の非表示の影響をよく話し合っの検討をお勧めします。

## ミッション・ビジョン・バリューとは

### ◆会社の価値観を形にする経営理念

会社に経営理念があると従業員 1 人 1 人の努力のベクトルが同じ方向を向くことができ、ひいては会社の業績につながるものです。従業員が「毎日何のために自分が努力しているのか」と感じた時に売上げを伸ばすだけではない価値観を持てると持てないとでは働くモチベーションも違ってくるでしょう。

経営理念は初めて作る時、あまり難しく考えずに社長が普段から考えている「理想の会社の姿」を文書に落とし込めばいいのです。今はその言葉をヒントにAIに手伝ってもらってもできる時代です。

理念をもとにそれを実現してゆくにはどうすればよいのかを 1 つの目標として社内が団結して行動できることで企業の成長となり得るでしょう。

### ◆経営方針に対する 3 つの考え方

経営理念にはミッション、ビジョン、バリューとありますが、ピーター・ドラッカーによる定義ではミッションとは「使命」「目的」「存在意義」などを指し、ビジョンは「将来像」「あるべき姿」を表し、バリューは「価値観」「行動指針」を表すとしています。

経営理念を制定するときは、まずビジョンを考えます。企業が目指す将来を明確にすることでミッションも整理しやすくなります。ミッション実現後の理想像をメンバーと共有します。

ミッションは事業の「目的」「使命」を指し、企業として果たすべき使命、「顧客や社会が求めているもの」が理想的です。まずは社長が自らの思いを経営陣を交えて共有し、議論し定めます。

その後、従業員の価値基準・行動指針となるバリューを策定します。ミッションとビジョンは会社が主体ですがバリューは従業員が主体です。ミッション、ビジョンの達成のために従業員はどのような行動を取るべきかをわかりやすく言語化する必要があります。バリューは多すぎないよう 5 個以内が良いでしょう。策定には従業員も含めた話し合いが良いでしょう。

行動指針が具体化されることで従業員の当事者意識が高まりモチベーションアップにつながり、この 3 つがうまく機能することで会社の発展につながるでしょう。

### ～人生の役に立たない雑学 vol.135～

